独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)(以下「細則」という。)に基づき下記のとおり公示します。

2023年6月21日

独立行政法人国際協力機構 契約担当役 理事

調達管理番号	23a00107
調達件名	ベトナム国都市排水及び汚水処理の法的枠組及び管理の構築に係る能力強化プロ ジェクト
目的	ベトナムは近年の急速な経済成長に伴い、急激な都市人口の増加、都市圏が拡大する一方、下水道・都市排水に関するインフラ整備は十分に進んでおらず、深刻な環境汚染や大雨による浸水が問題となっている。ベトナム政府は2025年までに都市部の下水道普及率50%、2050年までに同100%を達成することを国家目標として掲げ、都市部のみならず地方都市を含めて積極的に下水道整備を行っていくとしている。ベトナム国建設省(MOC)は、ベトナムにおける下水道事業に係る政策優先度を上いている。ベトナム国建設省(MOC)は、ベトナムにおける下水道事業に係る政策優先度を上いている。とを目的に、2016年首相決定589号による2021~2025年までの政府のアクションプランの実現及び下水道に関する法の整備を進めている。なお、MOCは上水道分野も管轄しており、今般は上下水道法として2026年春の施行を目指して整備を進めている。上水道分野はフィンランドの支援によって法の要綱が完成し、MOCによる法案作成が進められているものの、下水道分野は未だ着手されていない。MOCは同法で流域単位の下水道基本計画、下水道料金の設定・徴収、施設の運営維持管理、排水処理・浸水対策、汚泥処理等に係る事項を網羅したいと考えている。日本の国土交通省は2010年に下水道分野の協力に係る覚書をMOCと締結して以降、継続的に同分野の支援を行っており、こうした背景を基にMOCは我が国に対し、下水道法整備に関する技術協力を要請した。本事業では、下水道事業に関わる実施機関の法令整備能力を強化し、下水道に係る「法律」に加え、法を根拠に整備される「政令」、政令の下位にあたり、技術基準にも影響する「省令」の整備を支援する。また、整備した法、政令を地方へ周知することで円滑な下水道事業実施を促し、同国における水環境保全や都市衛生の改善に資するものである。
業務種別	コンサルタント等契約-業務実施契約-【事業実施・支援業務】技術協力プロジェクト
仕様等	企画競争説明書による
履行期間	2023年9月11日 ~ 2026年11月16日
選定方法	企画競争
業務量(人月)想定	49.50 人月
競争参加資格	公告・公示日において有効である全省庁統一資格を有すること。
	日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
	契約事務取扱細則第4条に該当しないこと
	その他、企画競争説明書に記載の参加要件に該当すること
企画競争説明書配布依頼受付 期限及び方法	2023年6月27日 12時00分
	https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1
プロポーザル提出期限	2023年7月14日 12時00分
その他	その他詳細は企画競争説明書による